平成２２年（フ）第８９号
埼玉県深谷市原郷1949番地７
債務者　森田　　明
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部
平成２２年（フ）第９０号
埼玉県深谷市原郷1949番地７
債務者　森田　裕子（旧姓須田）
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部
平成２２年（フ）第１１０号
千葉県松戸市八ケ崎８丁目30番地の13ハイツ若草山103号
債務者　長谷川　稔
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部
平成２２年（フ）第１４２号
千葉県野田市中野台鹿島町13番地の16
債務者　波平　京子
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部
平成２２年（フ）第９７号
神奈川県足柄下郡真鶴町岩294番地の４
債務者　續池　禎子
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部
平成２２年（フ）第９８号
神奈川県平塚市錦町７番20―602号　ライオンズマンション平塚錦町
債務者　木藤　修代
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部
平成２２年（フ）第１０９号
神奈川県厚木市上落合524番地１　愛甲石田ダイヤモンドマンション602
債務者　小倉　克友
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部
平成２１年（フ）第１０３号
富山市小杉2136番地　県営住宅１棟103号
債務者　オートショップリレーションこと　黒川　祐司
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
富山地方裁判所民事部
平成２２年（フ）第１２号
福井県敦賀市中央町２―16―39　レオパレスグリーンアベニュー202号室、住民票上の住所京都府舞鶴市字野原748番地
債務者　山根　拓也
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
福井地方裁判所敦賀支部
平成２１年（フ）第６３４号
静岡県沼津市高島町12番６号
債務者　小川　　榮
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係
平成２２年（フ）第１３号
静岡県沼津市大岡3379番地の１　レオパレスＫＯＢＡＹＡＳＨＩ202号室
債務者　杉原まゆみ
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係
平成２２年（フ）第３０号
静岡県沼津市双葉町５番７号　アークスカイ305号、前住所静岡県沼津市大塚1121番地の４　県営住宅原団地Ｑ―103
債務者　佐藤　大樹
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係
平成２２年（フ）第５２号
静岡県沼津市沢田町３番７号
債務者　宮代　美紀
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係
平成２２年（フ）第６７号
静岡県熱海市青葉町26番46号　ルミエールハイムＢ102
債務者　中井　紀子
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係
平成２２年（フ）第４３号
愛知県丹羽郡扶桑町大字柏森字西前63番地303号
債務者　馬場　哲麻
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
名古屋地方裁判所一宮支部
平成２２年（フ）第８８号
愛知県江南市飛高町泉24番地　ステップ飛高２号
債務者　木村　靖之
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
名古屋地方裁判所一宮支部
平成２１年（フ）第３６６号
三重県津市美杉町八知6188番地
債務者　中川　啓子
1　決定年月日時　平成22年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
津地方裁判所破産係